

Claude Fable 5から5.1へ：知財業務は「AIを使う」段階から「AIの行為を証明・統制する」段階へ

エグゼクティブサマリ

結論から言えば、Claude Fable 5.1時代の知財業務で最も大きく変わるのは、生成品質そのものよりも、「長時間・多段階でAIに仕事を任せること」と「そのAI利用を後から説明・立証すること」が同時に実務要件になる点である。Fable 5.1はFable 5と同じ1Mトークンのコンテキスト、128K出力、同じ基本入出力価格を維持しつつ、長時間のエージェント業務、複数段階の調査、文書・表計算・スライド作業を強化し、さらにテキストへの統計的ウォーターマークと、対応する画像・動画・音声へのC2PA Content Credentialsという「content provenance」を追加した。一方で、生のchain-of-thoughtは依然として開示されず、5.1で得られるのは進捗表示等であって、モデル内部の推論を完全に説明する仕組みではない。¹

この変化は、2026年の知財制度環境と偶然ではなく重なる。日本では2026年8月25日に知的財産戦略本部が「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」を公表し、生成AI事業者について知財保護と透明性を政策上の重要事項として位置付けた。EUではGPAIモデルについて著作権ポリシー、技術文書、学習内容概要の公表義務が2025年8月から適用され、AI生成コンテンツのマーキング・ラベリングを含むAI Act Article 50の透明性義務が2026年8月2日から適用されている。²

したがって、Fable 5から5.1への移行は、知財部にとって単なる「高性能モデルへのバージョンアップ」ではない。Fable 5時代の中心課題が「AIに何を入力してよいか」「生成物を人がレビューしたか」であったのに対し、Fable 5.1時代には「どのモデル・どの設定・どの資料・どの検索結果・どのツールを使って、どの人間の判断を経て最終成果物になったか」というprovenance chain（来歴連鎖）を案件単位で保存する必要性が高まる。これは特許の発明者認定、著作物の人間による創作性、第三者著作物への依拠性、営業秘密管理、NDA、訴訟時の証拠保全のすべてに関係する。日本の文化庁も、AI生成物について既存著作物との「類似性」と「依拠性」を問題とし、学習元に当該著作物が含まれていないことが依拠性否定のため重要となり得るとの考え方を示している。³

特許については、人間中心原則がむしろ重要になる。日本の知財高裁は2025年1月30日、現行特許法の下ではAIが自律的にした発明についてAIを発明者として特許権を成立させることはできないとの判断を示した。米国でもUSPTOは2025年にAI支援発明について従来のinventorship基準を適用し、発明者は自然人でなければならないとの方針を改めて明確にしている。つまり5.1が発明提案、実験計画、クレーム案まで連続的に作れるようになるほど、企業側は逆説的に「誰が技術的着想をしたか」をAIセッションとは別に記録しなければならない。⁴

著作権についても同じである。米国著作権局は、AIのみが生成した部分には著作権が成立せず、単なるプロンプトだけでは通常十分ではない一方、人間による表現的な修正、選択・配置等は保護対象となり得るとしている。日本でもAI生成物の著作物性は、人間の創作意図・創作的寄与を踏まえた個別判断となる。したがって「AI出力を保存する」だけでなく、人間の編集差分・選択理由・採否判断を保存することが、権利取得の証拠になる。⁵

また、AnthropicのCommercial Termsでは、当事者間では顧客がInputの権利を保持し、法が許す範囲でOutputを所有するよう権利移転が規定され、Services上のCustomer Contentをモデル訓練に使用しないことも規定されている。ただし、これは第三者に対する著作権成立や特許上の発明者資格を契約によって創設するものではない。さらにAnthropicのIP indemnityには、Customer Input、顧客による改変・組合せ、故意の

侵害、出力に記載された特許発明の実施、商標としての利用など重要な除外がある。したがって、「ベンダーがOutputを顧客所有としているから知財リスクは解決」という理解は危険である。⁶

実務上の推奨順位は明確である。

優先度	企業がすべきこと	理由
即時	Fable 5.1を既存のFable 5と別モデルとしてAI台帳・承認対象に登録し、モデルID、日時、prompt、入力資料、tool call、retrieval source、output、human reviewを案件単位で記録する	5.1はツール挙動、thinking block、content provenance等に破壊的・追加的変更がある。 ⁷
即時	特許案件では「AI利用履歴」と別に「人間の発明寄与記録」を残す	日米とも現行制度は自然人発明者を要求する。 ⁸
即時	著作物・マーケティング素材ではAI生成部分と人間編集部分を分離保存する	人間の創作的寄与が権利成立で重要になる。 ⁹
短期	「AI出力レビュー」から「agent action review」へ内部統制を変更する	5.1では長時間・多段階エージェント処理が強化される。 ¹⁰
短期	契約にモデル変更、入力データ利用、保存期間、ログ、provenance、AI利用開示、human review、知財補償を明記する	ベンダー規約だけでは企業固有の証拠・知財リスクをカバーしきれない。 ⁶
中期	Patent/IP matterごとのAI evidence packを自動生成する	紛争・監査・発明者認定時の説明可能性を高める
長期	「AI作業者＋人間決裁者」を前提に、知財部の職務分掌・発明規程・著作物管理規程を改訂する	高性能化によって、人間が実行者から監督者・権利形成者へ移行するため

本稿の最重要な実務メッセージは、**Fable 5.1のcontent provenanceを「証拠の完成形」と考えないこと**である。ウォーターマークは「Claude由来らしさ」の検出、C2PAはファイル来歴の証明には役立つが、「どの著作物を学習したか」「誰が発明者か」「生成物が非侵害か」「モデルの内部推論が正しかったか」を証明するものではない。5.1時代に必要なのは、モデル側provenanceと企業側matter logを結合した二層の証拠である。⁷

Claude Fable 5と5.1の技術差分と知財上の意味

Fable 5は2026年6月に登場し、Fable 5.1は2026年9月1日に後継モデルとしてリリースされた。両者とも1M token context、128K max output、adaptive thinking、基本価格\$10/MTok input・\$50/MTok outputという基礎仕様を共有する。そのため「5.1はコンテキストが大幅に増えた」という種類の更新ではない。むしろ、**長時間のエージェント実行、制御方法、キャッシュ、来歴表示の改善に重点がある更新**と見るべきである。

¹¹

技術項目	Fable 5	Fable 5.1	知財実務への意味
コンテキスト	1M	1M	大規模特許ファミリー、契約群、先行技術群を一案件で扱える能力は基本的に継続。 ¹¹
最大出力	128K	128K	明細書・FTO・契約レビュー等の長文生成能力自体に大きな仕様変更なし。 ¹⁰
基本価格	Input \$10 / Output \$50 per MTok	同じ	モデル利用単価そのものは維持。 ⁷
Prompt cache read	Fable 5水準	\$0.25/MTok、Fable 5の4分の1	巨大な案件ファイルを繰り返し参照するagent型IP業務の経済性が改善。 ⁷
長時間エージェント	強力	さらに強化とAnthropicが説明	一回のドラフト生成から、「調査→比較→ドラフト→検証→修正」という連続業務へ移行しやすい。 ¹⁰
思考制御	Adaptive thinking always-on	同左+message単位のeffort変更	例えば事実抽出はlow、クレーム解釈や無効資料評価はhigh、とリスクベース制御が可能。 ⁷
System instruction	通常のsystem prompt	turn-scoped system messagesを追加 (beta)	matter単位で「機密資料をwebへ送らない」「引用元を必須にする」等のポリシー適用がしやすくなる。 ⁷
Forced tool use	利用可能な構成あり	<code>tool_choice:any/tool</code> は非対応、400 error	「必ず先行技術DBを検索させる」といった統制をモデル設定だけに依存できない。外部オーケストレーターで強制する必要。 ⁷
Tool-call挙動	並列化傾向	一回一tool callになる場合等、挙動差あり	API移行時はagent harnessを再評価すべき。処理回数・監査ログ構造も変わり得る。 ⁷
Progress / explanation	thinking summary等	readable progress updatesを追加 (beta)	内部レビューには有用だが、忠実な推論説明とはみなせない。 ¹²
Raw chain-of-thought	原則非開示	原則非開示	「AIがなぜその発明案を出したのか」を内部CoTから立証することはできない。 ¹³
Thinking block整合性	preserved thinkingあり	生成モデル情報を伴い、前段変更で無効化・drop等が生じる	会話改変の検出には一定の価値があるが、法的証拠保全システムの代替ではない。 ⁷
Content provenance	5.1固有機能なし	テキスト統計的 watermark、対応メディアはC2PA	AI生成物管理、EU透明性対応、内部 asset taggingに新しい手掛かり。 ⁷

技術項目	Table 5	Table 5.1	知財実務への意味
Safety classifier	Table向け classifier	基本的に同カテゴリを継続	拒否時のfallback、再実行を監査ログに含める必要。 ¹²
Data retention	30日、原則ZDR対象外	同じく30日、特別承認がない限りZDR対象外	ベンダー保持期間を企業の法的証拠保存期間と混同してはならない。 ¹⁴
System Card	Table 5/ Mythos 5 System Card	5.1向け更新System Card	能力・安全性・deployment decisionの資料として有用だが、完全な学習データ台帳ではない。 ¹⁵

アーキテクチャについて重要な注意点がある。 Anthropicが公表している資料からは、Table 5→5.1について parameter count、Mixture-of-Experts構成、layer数、training corpus構成等の詳細な内部アーキテクチャ差分を確認できない。公式資料が明確にしているのは、機能、context、tokenizer、thinking、safety、API挙動等である。したがって、「5.1はMoE化した」「パラメータ数が何%増えた」といった推測を企業のリスク評価資料に記載すべきではない。5.1のtokenizerはTable 5と同じであると公式資料は説明している。⁷

出力品質についても、「全知財タスクで5.1が正確」とは言えない。 Anthropicは5.1についてlong-running agentic coding、multistep research、文書・spreadsheet・slide作業の改善を明示し、顧客による長時間タスクやcost-per-task改善の評価も掲載しているが、これはベンダー側資料に基づく評価である。特許クレーム解釈、無効資料探索、著作権類似性判定など、法律固有の独立ベンチマークが十分公表されているわけではない。したがって、企業は「モデル総合スコア」ではなく、自社の拒絶理由応答、claim chart、先行技術検索、契約レビュー等で独自evalを行うべきである。¹⁶

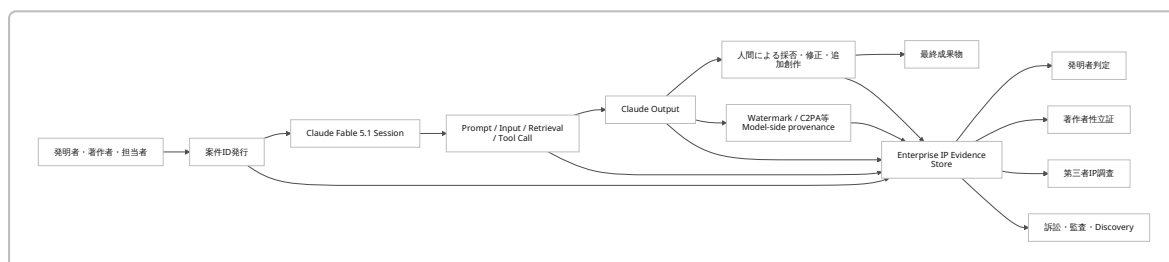
一方、5.1のcontent provenanceは実務上かなり重要である。Anthropicによれば、Table 5.1生成テキストには利用プラットフォームを問わず統計的テキストウォーターマークが付され、対応する画像・動画・音声についてはFiles API経由で取得すると署名付きC2PA Content Credentialsが付与される。テキストwatermarkはhidden charactersや追加tokenを埋め込む方式ではなく、意味・可読性を変えないとされている。⁷

ただし、法務上は次の区別が必須である。

Provenance ≠ authorship ≠ non-infringement ≠ inventorship.

C2PAやwatermarkが示し得るのは主として「コンテンツ生成・処理の来歴」である。それだけでは、人間の著作者性、既存作品への依拠性、著作権侵害の不存在、人間による発明への創作的寄与までは証明できない。これは、5.1を導入する企業が最も誤解しやすい点である。¹⁷

知財システムとしては、次のような二層構造が望ましい。



このうち右下の**Enterprise IP Evidence Store**は**企業側で構築すべきもの**であり、Anthropicの30日保持や watermarkに任せるべきではない。Fable 5.1/5のモデル固有保持は30日であり、特許権の存続期間、契約紛争、著作権紛争、米国discoveryの時間軸とは全く合わない。 ¹⁴

日本・米国・EUの知財法とFable 5.1

法律そのものがFable 5.1向けに作られているわけではない。むしろ、**AIの自律性が上がる一方、著作者・発明者については日米を中心に「人間」を軸にした制度が維持されている**ことが5.1時代の核心的な緊張関係である。

論点	日本	米国	EU	Fable 5.1利用者への含意
AI生成物の著作権	人間の創作的寄与等を個別評価。文化庁「考え方」は法的拘束力のある判例ではない。 ¹⁸	AIのみの生成部分は保護されず、人間による表現的選択・配置・修正等は保護され得る。 ¹⁹	AI Actは主に透明性・モデル義務を規律し、AI生成物の私法上の著作権帰属を一律に創設する制度ではない。 ²⁰	human-edit logを残す
発明者	知財高裁DABUS判決は現行特許法上AIを発明者とすることを否定。 ²¹	USPTOも自然人発明者を要求し、AI利用時も従来のinventorship原則を適用。 ²²	EU AI Actの問題というより各特許制度・EPC上の発明者制度の問題	AI sessionとは独立したhuman contribution logが必要
AI学習と著作権	30条の4の非享受目的利用が重要。ただし享受目的や権利者利益を不当に害する場合等は別。RAGや特定作品向け追加学習にも注意。 ²³	Fair useはケース依存。USCOは一部trainingはfair use、一部はそうでないと整理。 ²⁴	GPAI providerにcopyright policyとtraining-content summary等を要求。 ²⁵	ベンダーdue diligenceを契約前に行う
生成物の侵害	類似性＋依拠性が中心。 ²⁶	substantial similarity等通常の著作権原則＋AI固有事実関係	各国著作権法＋AI Act透明性	「AI出力だから安全」は不可
AI利用の開示	一般的な出願上の包括的AI使用申告制度は現状中心ではないが、政府はAI/IP透明性を強化中。 ²⁷	USPTOはAI利用そのものに一律通知義務を置かないが、patentabilityにmaterialなら既存のdisclosure dutyが問題となり得る。 ²⁸	AI-generated contentにArticle 50 transparencyが2026年8月から適用。 ²⁹	jurisdictionごとの開示表を作る

論点	日本	米国	EU	Fable 5.1利用者への含意
学習データ 透明性	2026年プリン シプル・コード が知財保護・透 明性を政策化。 30	訴訟・市場ライセン スを通じ発展中	AI Actでtraining content summary が明文化。 31	procurement questionnaire必須
AI- generated provenance	政府の透明性政 策との整合性が 重要	証拠・契約・訴訟で 有用だが権利成立を 自動決定しない	Article 50と特に親 和的	Fable 5.1の watermark/C2PAは compliance enablerとなり得る が、自動的適法性を 意味しない。 32

日本の著作権。文化庁の2024年「AIと著作権に関する考え方について」は、AI開発・学習段階と生成・利用段階を分けて整理している。学習段階では著作権法30条の4の「思想又は感情の享受を目的としない利用」が重要だが、例えば著作物の創作的表現を出力させることを目的としたRAG、特定クリエイターの少数作品を狙った追加学習などでは単純に「AI学習だから30条の4」と処理できない。文化庁のチェックリストも、データ収集制限措置、学習データの出所、類似物生成防止措置等の確認を推奨している。 33

生成・利用段階では、既存著作物との**類似性と依拠性**が中心になる。文化庁は、元の著作物と類似性のある生成物が出た場合に依拠性が推認され得る場合があり、学習元に元著作物が含まれていないことはAI利用者側の依拠性否定の主張として重要になり得ると説明している。したがって企業は、特に公開広告、商品デザイン、ソフトウェア、マニュアル等について、生成後にreverse search・類似コード検索等を行い、その結果をログ化する方がよい。 3

ここでFable 5.1のトレーサビリティは役立つものの、「どのtraining sampleが当該出力に影響したか」というsource attributionはcontent provenanceとは別問題である。このため、外部著作物への依拠を争う局面では、ベンダーの公開資料、training-data policy、検索/RAG source、ユーザーprompt等を合わせて評価する必要がある。日本政府が2026年8月にプリンシプル・コードを公表したことは、まさに学習・提供段階の透明性を高めようとする政策方向を示す。 34

日本の特許。2025年1月30日の知財高裁DABUS判決は、現行法の解釈としてAIが自律的にした発明についてAIを発明者として扱うことを否定し、制度変更は立法政策に関わる問題とした。JPOもその後、AI発明・発明者を特許制度上の検討課題として扱っている。 35

Fable 5.1が研究ノートを読み、先行技術を比較し、技術的問題を抽出し、解決原理まで提案するようになると、「社員がAIの案から一つ選んだだけなのか」「社員自身が課題・構成・作用効果の本質を考案したのか」の境界が問題になる。したがって発明届には、AI利用の有無だけでなく、

課題設定者 → 技術的構成の着想者 → 実験条件決定者 → AI提案からの選択理由 → 修正内容 → 効果確認者

を記録する欄を置くことが望ましい。これは判例が直接要求している書式ではなく、DABUS判決を踏まえた**実務上の証拠形成策**である。 21

米国の著作権。U.S. Copyright OfficeのPart 2は、完全にAI生成されたmaterialはcopyrightableではなく、単なるprompt自体は通常、人間による著作権性を成立させるのに十分でない一方、人間が表現的要素を修正したり、創作的な選択・配置をした部分については保護され得ると整理している。 36

Thaler v. PerlmutterではD.C. Circuitが2025年に人間著作者性を前提とする判断を維持し、米連邦最高裁は2026年3月2日にcertiorariをdenyした。これは最高裁が本案について独自の理由付けを示したという意味ではないが、少なくとも当該控訴審判断を覆さなかった。³⁷

米国の学習データ訴訟は、Fable 5.1導入企業にも直接的なvendor riskを示す。 Copyright Office Part 3のpre-publication reportは、生成AI訓練について一律にfair use／infringementとするのではなく、用途・取得方法・市場影響等によって変わると整理する。非商業研究等はfair useになりやすい一方、海賊版から表現性の高い作品をコピーして市場競合するコンテンツを生成し、合理的なライセンス市場も存在するような事例はfair useになりにくいとの方向性を示している。³⁸

実際、Bartz v. Anthropicでは2025年のdistrict court段階で、適法に取得した書籍をAI訓練に利用した点と、pirated copiesの取得・保持の問題が区別された。その後、著作者側との\$1.5 billion settlementが2026年7月に最終承認された。これはsettlementなので「海賊版学習は最高裁判例で違法と確定した」という意味ではないが、データ取得経路自体が巨額の訴訟エクスポージャーになり得ることを示す。³⁹

しかも2026年8月末にはSony Music Publishing、Warner Chappell等がAnthropicを相手に、Claudeの訓練に楽曲の歌詞・楽譜等を違法に使用したなどと主張する新たな訴訟を提起しており、Anthropicは争う姿勢を示している。したがって、**本稿執筆時点でClaudeのtraining-data copyright riskが司法的に完全解決したとは全く言えない。**⁴⁰

他の米国事件でも結果は事実関係に依存する。Kadrey v. Metaでは特定の原告記録に基づくfair-use判断が出た一方、Thomson Reuters v. Ross IntelligenceではAI関連の訓練・データ利用をめぐるfair-use defenseがdistrict courtで否定され、2026年時点で上級審の動向が注目されている。生成AI trainingのfair useについて「米国では合法と決まった」と社内資料に書くのは不正確である。⁴¹

EUでは論点がやや異なる。 GPAI providersについてAI Act上、technical documentation、copyright policy、training content summaryが要求され、systemic-risk GPAIには追加的なrisk assessment、incident reporting、cybersecurity等が課される。AnthropicはEuropean Commissionが公表するGPAI Code of Practiceのsignatory一覧にも含まれている。⁴²

さらに2026年8月2日からArticle 50のAI-generated content transparency obligationsが適用され、生成・操作コンテンツのmarking/detection、一定のdeepfakeやAI-generated textのlabellingが政策上大きなテーマになっている。欧州委員会は2026年7月にこれを支えるCode of Practiceも公表した。Fable 5.1のstatistical watermarkやC2PAはこの方向性と親和性が高いが、**Anthropicのprovenance機能を使っているだけでEU AI Actのあらゆる義務を満たすわけではない。** deployer側のラベリング義務等は別途評価が必要である。⁴³

なお、ユーザー指定にはEUIPOが挙げられているが、Fable 5.1のGPAIモデル透明性・copyright-policy義務について直接中心となる当局はEUIPOではなくEuropean Commission/AI Officeである。そのため本稿では、この論点についてEUIPO資料よりCommissionのAI Act/GPAI一次資料を優先した。⁴⁴

特許・著作権・契約業務のワークフローはどう変わるか

Fable 5時代には、多くの知財業務を「AIによるドラフト＋専門家レビュー」として設計できた。Fable 5.1では、長時間のmulti-step researchやagentic workが強化されたため、このモデルでは不十分になる。**レビュー対象が最終文書だけではなく、AIが途中で何を検索し、何を選び、何を捨て、どのtoolを実行したかという“process”へ広がる。**⁴⁵

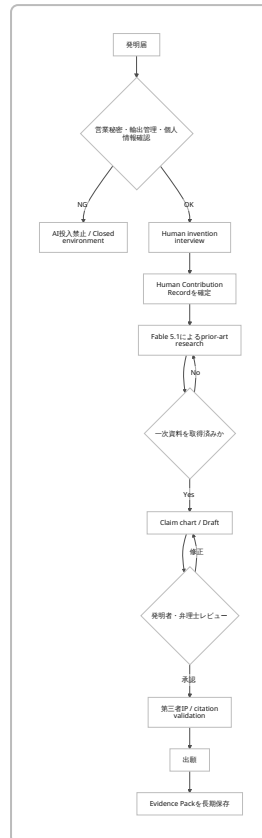
特許出願業務では、例えば次の変化が考えられる。

工程	Fable 5型運用	Fable 5.1型運用	必要な統制
発明ヒアリング	議事録要約、質問案作成	過去案件・実験記録・競合特許を横断し追加質問までagent生成	「AIが考えた発明」と「人間の寄与」を分離
先行技術調査	検索式案・要約	複数回検索→分類→claim chart→追加検索を長時間反復	重要検索は外部tool側で必須実行
発明者認定	人間がヒアリング	AIが設計案を大量生成するため境界が曖昧化	human contribution memorandum
明細書	セクション単位ドラフト	開示資料全体から一貫した明細書、図面説明、claimsを連続作成	disclosure support check
クレーム	案を出させる	先行技術との比較→fallback positions→dependent claimsまで自動反復	人間がinventive conceptを明示
IDS/先行資料	候補整理	agentが継続探索	hallucinated citation防止、原文確認
OA対応	拒絶理由の要約・応答案	cited art取得→claim mapping→反論案→補正案まで連続	引用部分・法的主張を人が一次資料確認
外国出願	翻訳支援	jurisdiction別ドラフト差分作成	inventorship/disclosure rulesを国別に固定

米USPTOはAI toolの使用自体を一律禁止も一律開示対象ともしていないが、提出物について既存の signature、certification、duty of candor/disclosure、confidentiality等の義務は残る。AI使用が patentabilityにmaterialとなればdisclosure dutyが問題になり得るともガイダンスは指摘している。したがって「AIが作成したため誤りに気づかなかった」は代理人・出願人の安全弁にはならない。⁴⁶

さらに5.1ではforced tool useが廃止されている。したがって、「Claudeが必ずGoogle Patentsや社内DBを呼んだことを保証したい」場合、promptに「必ず検索せよ」と書くだけではなく、**workflow engine側で `search_complete == true` にならない限りdraft stepへ移れないようにする**方が知財内部統制として強い。Anthropic自身も、5.1では `tool_choice:any/tool` を使用できず、必要なtool利用は明示的指示やstructured outputs等で設計するよう案内している。⁷

特許業務では、次のgate方式が安全である。



著作権管理では、「output acceptance」ではなく「rights formation」を管理する必要がある。例えば広告画像、技術マニュアル、ソースコード、UI、製品説明文を5.1で作る場合、次の4つを分けて記録するのがよい。

AI raw output → human selection → human modification → final published work

米国ではこの差分がcopyright registrationや紛争時のhuman authorshipに直結し得る。日本でも、人間の創作的関与を説明する資料として有用である。 9

また、日本の文化庁はAI利用者に対し、生成物を利用する前に既存著作物との類似性を確認することをリスク低減策として示している。したがって公開用途では、文章検索、画像reverse search、code similarity、商標検索などを「AI後処理」として標準化するのが望ましい。 47

契約レビューではFable 5.1の長いcontextが特に有用になる。 Master Agreement、SOW、DPA、NDA、OSS license、IP schedule、vendor termsを同時に比較し、矛盾を抽出できる。しかし、これは逆に機密情報の大量投入を意味する。Fable 5/5.1にはモデル固有の30日data retention要件があり、特別に認められない限りZDR対象外であるため、「Enterpriseだから何でもZDR」と仮定してはならない。 48

AnthropicのCommercial Terms上、Customer Contentをモデル訓練に使用しないことは重要な保護であるが、企業側には入力するCustomer Contentについて必要なrights/permissionsを有する責任があり、outputもhuman review・factual accuracyの確認が求められている。したがって、第三者の機密資料やライセンス制限付きデータを入力できるかは「Anthropicが学習しない」こととは別の契約問題である。 6

consumer accountとenterprise/commercial environmentを混在させるべきではない。 Anthropicのconsumer termsでは、consumer materialsについてmodel improvement/trainingに関する仕組みが

commercial termsと異なる。知財部が管理する未公開發明、M&A資料、litigation materialを個人向けアカウントへ入力する運用は避け、企業契約・管理アカウントへ限定すべきである。 49

証拠保全も変わる。 AnthropicにはClaude Code telemetry、Enterprise Analytics、Files APIに関連するActivity Feed等のログ機能が存在するが、何が記録されるかは機能ごとに異なり、Files APIでもupload/download/deleteとlist/metadata retrievalでloggingの扱いが異なる。つまり、「ベンダーのaudit logがあるから全会話が完全再現可能」とは限らない。 50

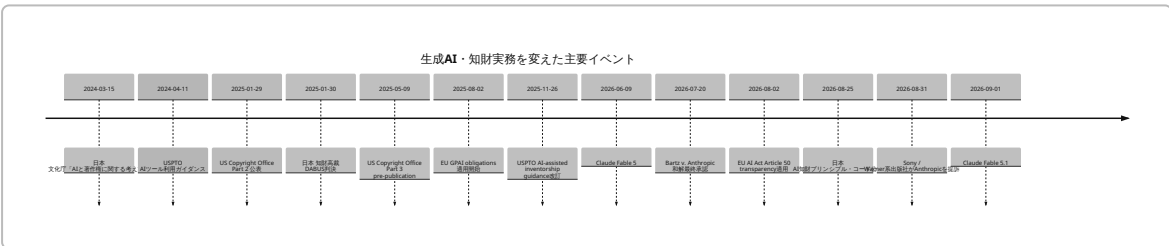
知財案件で最低限保存したいのは次である。

保存項目	なぜ必要か
Matter ID、利用者、日時	誰がどの案件で使ったか
正確なmodel ID / version	5と5.1では挙動が違うため
system instruction / turn-scoped instruction	AIへの統制条件
user prompt	発明・著作物への人間寄与を検証
入力ファイルhash+版	未公開發明・第三者資料の特定
retrieval source / URL / database ID	依拠資料・先行技術の証明
tool call / tool result	AIが実際に検索・照会したか
raw output	AI部分を特定
watermark/C2PA metadata	AI originの一資料
human edits / redline	human authorship・inventorshipの一資料
approver / sign-off	法務・弁理士責任の所在
類似性・先行技術確認結果	infringement / noveltyレビュー
final filed/published version hash	最終成果物との紐付け

このEvidence Packは通常のIT logとは別に、**legal hold対象となり得るレコード**として扱うべきである。Fable 5.1の30日ベンダー保持期間は、企業の文書保存期間を決める基準にはならない。 7

判例・ガイドラインと「5から5.1の間」に起きた変化

Fable 5は2026年6月、5.1は9月1日という短い間隔で登場したが、その約3か月の間にも著作権・AI透明性の外部環境は大きく動いた。このため「Fable 5時代」と「5.1時代」の差はモデル性能だけでなく、**法・ソフトウェア・訴訟環境の変化を含めて評価する必要がある。** 11



上記の日付・制度状況は、文化庁、知的財産戦略本部、USPTO、U.S. Copyright Office、European Commission、Anthropic及び直近訴訟資料に基づく。 51

この時系列から分かるのは、5.1が登場した時点で、「AI生成物を作れるか」より、「**学習データの由来**」「**AI生成であることの表示**」「**人間による権利形成**」「**侵害時の責任分配**」へ政策・訴訟の重心が移っていることである。

日本政府の動きは特に企業知財部に重要である。2024年の文化庁資料が著作権法解釈とリスク低減を整理した後、2024年の「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」、2026年の知的財産推進計画、そして2026年8月のプリンシプル・コードへと進んでいる。最終コードは法令による一律の損害賠償責任を新設するものではなく、生成AI事業者における知財保護と透明性を促すソフトロー的枠組みとして理解するのが適切である。 52

またJPO自身も2026年7月に「JPO AIビジョン」を公表し、リスクを踏まえつつAIを積極的に行政へ活用する方向を示している。これは出願人に直ちに新しいAI申告義務を課すものではないが、「特許実務にAIを使うか否か」から「AI利用を前提に品質と説明責任をどう維持するか」へ行政側の関心も移っていることを示す。 53

文化庁のチェックリストも実務的であり、学習データ収集、データ取得制限への配慮、学習データの出所、類似物生成防止策、生成物の類似性確認等をリスク低減策として扱っている。Fable 5.1のprovenanceは、この政府が求める方向性と整合的な一要素ではあるが、企業側の確認義務を代替しない。 33

企業事例としては、Anthropic自身がFable 5.1についてJane Street、Cognition、Square等による長時間タスク、可読性、task efficiencyに関する評価を紹介している。ただしこれらはAnthropicが選定した顧客コメントであり、法律事務所・知財部における独立検証ではない。Fable 5.1は2026年9月1日公開であり、本稿基準日の2026年9月5日時点では**公開からわずか数日**である。従って、「5.1を用いた弁理士実務で事故率が何%低減した」といった実証的結論を出せる段階ではない。 54

この点は本調査のエビデンス上、非常に重要である。現段階で確度が高い順に並べると、

法令・裁判例・官公庁文書 > Anthropic API仕様・契約条件 > Anthropicのbenchmark/customer reports > 5.1による知財実務の長期的効果予測

となる。最後の部分について本稿は、公開された機能から導く**実務上の推論**であり、既に確立した業界統計ではない。

実務向け推奨と契約・内部統制

企業がFable 5.1へ移行する場合、モデルだけを差し替えるのではなく、AI governanceを「generation governance」から「agent governance」へ変更するべきである。

短期、今すぐ行うべきこと。 まずFable 5.1を新しいvendor/model risk assessment対象として登録する。Fable 5からの単純な互換モデルとして扱ってはいけない。5.1ではforced tool use非対応、thinking block互換性、earlier-turn編集、progress update、content provenance等、API・監査に影響する変更があるためである。 7

次に、特許案件について「発明者証拠」のSOPを改訂する。発明届に次のような記載欄を追加するのが望ましい。

AI利用記録

使用モデル：Claude Fable 5.1 / model ID

AIを使用した工程：〔調査／課題抽出／構成提案／実験案／クレーム／その他〕

AI利用前に人間が有していた技術的着想：〔記載〕

AIから新たに提示された事項：〔記載〕

発明者候補がAI出力に加えた技術的変更：〔記載〕

実験・検証を設計した者：〔氏名〕

最終的な技術的構成を採択した理由：〔記載〕

これはDABUS判決を踏まえ、後から「社員は何を発明したのか」を説明するための社内証拠である。 21

著作権関係では、AI raw outputを直接「会社著作物」フォルダへ格納する運用をやめ、 AI-generated / Human-edited / Final の三層管理にする。特に米国展開する素材は、人間のcreative contributionをredlineまたはversion historyで残す。 19

中期ではAI evidence architectureを構築する。 Fable 5.1のwatermark/C2PA、Claude側ログ、社内DMS、patent management systemをmatter IDで結合する。重要なのは、AIの全thoughtsを保存することではなく、「人間が確認可能だった外部行為と成果」を保存することである。Anthropicはraw chain-of-thoughtを提供しないため、audit designをCoT取得前提にはいけない。 55

推奨保存期間は案件類型ごとに法務が設定すべきであるが、少なくとも「Anthropicの30日だから30日」という設計は避ける。特許案件なら出願・権利化・訴訟可能性まで、著作物なら利用期間や訴訟時効等、契約なら契約終了後のclaim periodを踏まえてretention scheduleを決める。 7

長期では職務そのものを再設計する。 Fable 5.1級のエージェントが調査・ドラフト・比較作業を連続して行う環境では、知財担当者の価値は「文書を速く書くこと」から、

権利化対象の選別、発明者・著作者の確定、AIに渡す境界条件の設計、証拠形成、第三者権利リスクの判断、AIの誤りを検出すること

へ移っていく。この方向は、日米の人間中心のinventorship/authorshipルールと整合する。 56

契約では、Anthropicとの契約だけでなく、自社と委託先・制作会社・発明者・共同研究先との契約も変更すべきである。 Anthropic Commercial Terms上のOutput allocationやIP indemnityは重要だが、indemnityには複数の除外があり、Outputの法的保護可能性までは保証しない。 6

実務上の条項例は以下になる。実際の契約では、準拠法・取引類型に応じて調整が必要である。

条項	要点例
承認AI限定	「受託者は、当社が書面で承認した生成AIサービス、モデル及びアカウント種別のみを本業務に利用する。」
AI利用開示	「受託者は、成果物作成に生成AIを利用した場合、使用モデル、利用工程及び成果物中のAI生成部分を合理的範囲で開示する。」
機密情報入力禁止	「当社が承認した企業向け環境を除き、秘密情報、未公開発明、個人情報又は第三者から利用制限を受ける情報をAIサービスに入力してはならない。」
学習・二次利用	「入力情報及び成果物をモデル訓練、サービス改善その他本業務以外の目的に利用させない契約・設定を維持する。」

条項	要点例
モデル変更	「知財・データ保持・provenance・安全性に重大な影響を与えるモデル又は利用条件の変更がある場合、事前又は速やかに通知する。」
Output権利	「当事者間では成果物に関し譲渡可能な一切の権利を当社に移転する。ただし、法令上成立しない知的財産権が契約により成立するものとは解さない。」
人間による創作・ 発明寄与	「受託者は、成果物又は発明に関与した自然人及びその具体的寄与を記録し、当社の求めに応じ提供する。」
第三者IP確認	「AI生成物であることを理由として非侵害を保証されたものと扱わず、公開・納品前に合理的な第三者権利確認を行う。」
証拠保存	「Prompt、Input、Output、tool/retrieval log、人間による変更履歴及び承認記録を [X年] 保存する。」
Provenance保持	「C2PAその他利用可能な生成来歴情報を、合理的理由なく除去又は改変しない。」
補償	「AI利用に起因する第三者IP claimについて、AIベンダーから得られる補償と受託者の補償をback-to-backで設計する。」

特に補償条項は「Anthropicがindemnifyするから委託先は無責任」で終わらせるべきではない。Anthropic Commercial Terms上も、Customer Inputや故意侵害等の除外が存在するので、委託先が権利のない第三者素材をpromptに投入したケースは別問題となり得る。 ⁶

NDAについては、「AI serviceへの入力には第三者開示に該当するか」を明文化した方がよい。従来型NDAにAI carve-outがなければ、クラウドAIへの入力が契約上許されることが曖昧になることがある。推奨形は、「Approved AI Processor」を定義し、DPA、no-training、retention、security条件を満たす環境だけを許容する方式である。

教育体系も一律e-learningでは不十分である。

対象	教育内容
全社員	入力禁止情報、consumer/enterpriseアカウント区別、AI outputの非保証性
R&D	inventorship、人間寄与記録、未公開発明、学会発表前のAI利用
知財部・弁理士	claim support、prior-art hallucination、inventor interview、evidence pack
法務	AI vendor terms、IP indemnity、NDA、EU transparency、litigation hold
Marketing/Design	human authorship、類似性検索、watermark/C2PA、第三者作品prompt
IT/AI platform team	model pinning、tool governance、logs、retention、access control
Internal Audit	sample matterの再現可能性、承認・ログ欠落、unauthorized AI利用

監査では、単に「禁止AIを使っていないか」を調べるだけでは足りない。例えば四半期ごとに20案件をsampleし、①モデルが特定できるか、②入力資料の権利が確認されているか、③重要な検索結果に一次資料があるか、④人間レビューが残っているか、⑤発明者・著作者判断を再現できるか、⑥最終成果物とAI raw outputを区別できるかを検証する方式が有効である。

チェックリストと不確実性

以下は、中堅～大企業がFable 5.1を知財業務へ投入する際の実務チェックリストである。

確認	項目	合格基準
☐	モデル台帳	claude-fable-5-1 をFable 5とは別モデルとして登録
☐	Model/System Card	最新System Card・release noteを保存し、導入時点のversionを記録。 57
☐	Architecture説明	非公開のparameter数・内部構造を推測してリスク資料に記載していない
☐	Data retention	Fable 5.1の30日保持要件とZDR制約を確認。 7
☐	Account	未公開知財は承認済みcommercial/enterprise環境のみ
☐	Training use	Customer Contentのtraining利用条件を契約で確認。 6
☐	Prompt保存	Matter ID付きで保存
☐	Input権利	NDA、copyright、database rights、trade secretの入力権限を確認
☐	Tool log	検索・RAG・code execution等を保存
☐	Forced-tool移行	5.1で廃止されたforced tool useに依存する制御を改修。 7
☐	Prior-art validation	Patent番号、公報、quotationを原文で確認
☐	Inventorship	AI利用とは別に自然人の技術的寄与記録を作成。 8
☐	Human authorship	AI raw outputと人間修正を版管理。 19
☐	Similarity check	公開前に既存著作物との類似性を確認。 47
☐	Provenance	watermark/C2PAの存在・保持方針を決定。 7
☐	EU use	Article 50のmarking/labelling、GPAI関連義務の適用主体を確認。 58
☐	日本AI/IP	2026年プリンシプル・コードをvendor questionnaireへ反映。 30
☐	Vendor indemnity	AnthropicのIP indemnityと除外を法務確認。 6
☐	委託契約	AI利用・入力・権利・ログ・human contribution条項を追加
☐	Legal hold	通常retentionより訴訟保全を優先できる仕組みを準備
☐	Model upgrade	5.1→将来version時に自動切替せず再evalする
☐	Quality eval	自社の特許・契約・著作権benchmark setをFable 5/5.1双方で比較
☐	Audit	四半期sample auditでmatterを再現できることを確認

最後に、本調査の不確実性を明示しておく必要がある。

第一に、**Fable 5.1は2026年9月1日に公開されたばかりである**。本稿基準日の2026年9月5日時点では、独立した知財実務家による長期運用データ、事故率、特許品質、訴訟での証拠評価等はまだ蓄積していない。Anthropicが公表する性能改善は重要な一次資料だが、知財業務での実証済み効果と同義ではない。⁵⁹

第二に、**AnthropicはFable 5/5.1の詳細なニューラルアーキテクチャや完全なtraining corpusを公表していない**。System Cardは能力、安全評価、deployment decisionsを理解するために重要だが、「全学習作品を案件単位で照会できる台帳」という性質の資料ではない。従って第三者著作物への依拠を争う場合、公開System Cardだけで事実認定できるとは限らない。¹⁵

第三に、**日本の文化庁「AIと著作権に関する考え方」は裁判所を拘束する判例ではない**。文書自身も法的拘束力を有せず、判例・技術・海外動向に応じて見直し得ることを明示している。日本では生成AI学習・生成物侵害について司法判断の蓄積が米国ほど進んでいないため、類似性・依拠性・30条の4等の具体的適用は個別案件で慎重に判断する必要がある。⁶⁰

第四に、**米国のAI trainingに関するfair-use法理も確定済みとは言えない**。Copyright Office自身がcase-by-caseの分析を示しており、Bartz、Kadrey、Ross等のdistrict-courtレベルの判断も事実関係が異なる。Bartzの\$1.5 billion resolutionもsettlementであり、すべての論点について上級審判例を形成したわけではない。さらにAnthropicに対する音楽出版社の新訴訟が2026年8月末に提起されたばかりである。⁶¹

第五に、**content provenanceの証拠価値も今後形成される領域である**。Fable 5.1の統計的watermarkやC2PAは、AI生成コンテンツを識別・追跡する技術として重要であり、EUの透明性政策とも方向が一致する。しかし、それが各国裁判所でどの程度真正性・著作者性・依拠性の証拠として評価されるかは別問題である。³²

したがって、Fable 5.1時代の知財ガバナンスを一言で表すなら、「**AIの答えを保存する**」から「**AIと人間が権利を形成した過程を保存する**」への転換である。

Fable 5では、人間がAIを呼び出して一つの成果物を作るという発想でも相当程度管理できた。Fable 5.1では、AIが長時間にわたり検索、比較、選択、文書化を連続して行えるため、人間は各作業の直接実行者ではなくなる。しかし、現行の著作権・特許法では、権利成立における人間の役割は依然として極めて大きい。日米のinventorship、人間著作者性、日本の類似性・依拠性、EUの透明性義務はいずれも、このギャップを企業自身が統制することを要求する方向にある。⁶²

ゆえに、中堅～大企業にとってFable 5.1の最適解は「全面禁止」でも「全面自動化」でもない。**高性能agentに実行を委譲しつつ、権利形成、重要判断、第三者IP確認、証拠保全だけは人間と企業システムの側に残す**という設計が、現時点で最も法制度と技術の双方に整合する実務モデルである。

¹ ¹⁰ ⁴⁵ ⁵⁹ Claude Fable 5.1 - Claude Platform Docs

https://platform.claude.com/docs/en/models/fable-5-1/overview?utm_source=chatgpt.com

² ²⁷ 知的財産戦略本部

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/?utm_source=chatgpt.com

³ ¹⁸ ⁶⁰ AIと著作権に関する考え方について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf?utm_source=chatgpt.com

⁴ ⁸ ²¹ ³⁵ ⁵⁶ ⁶² <AI Update> AI発明に対する特許付与について判示した知財 ...

https://www.nagashima.com/publications/publication20250214-1/?utm_source=chatgpt.com

⁵ ⁹ ¹⁹ ³⁶ NewsNet Issue 1060 | U.S. Copyright Office

https://www.copyright.gov/newsnet/2025/1060.html?utm_source=chatgpt.com

6 Commercial Terms of Service \ Anthropic

<https://www.anthropic.com/legal/commercial-terms>

7 12 14 17 32 What's new in Claude Fable 5.1

https://platform.claude.com/docs/en/models/fable-5-1/whats-new-fable-5-1?utm_source=chatgpt.com

11 13 55 Introducing Claude Fable 5 and Claude Mythos 5 - Claude Platform Docs

<https://platform.claude.com/docs/en/models/fable-5/introducing-claude-fable-5-and-claude-mythos-5>

15 57 Model system cards

https://www.anthropic.com/system-cards?utm_source=chatgpt.com

16 54 Claude Fable \ Anthropic

<https://www.anthropic.com/claude/fable>

20 AI Act | Shaping Europe's digital future - European Union

https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai?utm_source=chatgpt.com

22 Revised inventorship guidance for AI-assisted inventions

https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/revised-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions?utm_source=chatgpt.com

23 33 AIと著作権に関する チェックリスト&ガイダンス

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/workingteam/r06_02/pdf/94150601_07.pdf?utm_source=chatgpt.com

24 38 61 Part 3: Generative AI Training pre-publication version

https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-3-Generative-AI-Training-Report-Pre-Publication-Version.pdf?utm_source=chatgpt.com

25 42 General-purpose AI obligations under the AI Act

https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/general-purpose-ai-obligations-under-ai-act?utm_source=chatgpt.com

26 47 AIと著作権 II

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_02.pdf?utm_source=chatgpt.com

28 46 Guidance on Use of Artificial Intelligence-Based Tools in ...

https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/11/2024-07629/guidance-on-use-of-artificial-intelligence-based-tools-in-practice-before-the-united-states-patent?utm_source=chatgpt.com

29 43 58 Code of Practice on Transparency of AI-generated Content

https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-ai-generated-content?utm_source=chatgpt.com

30 34 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性 ...

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/pdf/ai_principle_code.pdf?utm_source=chatgpt.com

31 Template for general-purpose AI model providers to ...

https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/template-general-purpose-ai-model-providers-summarise-their-training-content?utm_source=chatgpt.com

37 United States Court of Appeals

https://www.copyright.gov/ai/docs/court-of-appeals-decision-affirming-refusal-of-registration.pdf?utm_source=chatgpt.com

39 Bartz v. Anthropic Settlement: What Authors Need to Know

https://authorsguild.org/advocacy/artificial-intelligence/what-authors-need-to-know-about-the-anthropic-settlement/?utm_source=chatgpt.com

- 40 Sony, Warner Music sue Anthropic over songs used in AI training
https://www.reuters.com/legal/government/sony-warner-music-sue-anthropic-over-songs-used-ai-training-2026-08-31/?utm_source=chatgpt.com
- 41 Kadrey et al v. Meta Platforms, Inc., 3:2023cv03417
https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/california/candce/3%3A2023cv03417/415175/598/?utm_source=chatgpt.com
- 44 Guidelines for providers of general-purpose AI models
https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-gpai-providers?utm_source=chatgpt.com
- 48 Migrating to Claude Fable 5.1 and Claude Mythos 5.1 - Claude Platform Docs
<https://platform.claude.com/docs/en/models/fable-5-1/migration-guide>
- 49 Consumer Terms of Service \ Anthropic
<https://www.anthropic.com/legal/consumer-terms>
- 50 Monitoring - Claude Code Docs
https://docs.anthropic.com/en/docs/claude-code/monitoring-usage?utm_source=chatgpt.com
- 51 AIと著作権について
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html?utm_source=chatgpt.com
- 52 AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf?utm_source=chatgpt.com
- 53 特許庁におけるAI活用の基本方針「JPO AIビジョン」について
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_vision/?utm_source=chatgpt.com